

# 琴浦町の農業の振興に関する計画(27号計画)の定期的な検証について

農林水産課

## 1 概要

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号八の規定に基づき、27号計画の定期的な検証を実施し、町ホームページで公表を行った。

## 2 検証項目

- (1) 町内における加工用ぶどうの作付面積
- (2) 施設の整備状況

## 3 検証方法等

### (1) 検証の時期

令和3年度から令和7年度まで

27号計画が定められた年の翌年度以降、計画が定められた日から起算して5年間を経過するまでの間、毎年7月に検証を実施。

### (2) 検証方法

27号計画に定める当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興の方針及び達成すべき目標に沿って、ぶどうの作付や施設の整備状況等が琴浦町の農業振興に効用を發揮しているか確認し検証する。

### (3) 客観性の確保の方法

検証に当たり、農業委員会に意見を聞くこととする。

### (4) 検証結果の公表

検証結果を、町ホームページで公表を行う。

### (5) 検証後講ずる措置

検証の結果、27号計画に定める目標の達成に著しく不十分であると認められる施設がある場合には、目標の達成に向けて必要な措置を講ずる。

## 4 検証結果

別紙のとおり

(作付状況)



金屋ほ場



上法万ほ場

「琴浦町の農業の振興に関する計画」に係る農業振興の達成状況の検証結果について

琴浦町

1. 「農業の振興に関する計画」について

「農業の振興に関する計画」とは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項27号に基づく計画(以下「27号計画」という。)で、町の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完するものです。

生産性の高い優良農地においては、農地転用は原則不許可ですが、「27号計画」に位置付けられた施設の用に供する場合には、優良農地であっても限定的に農用地区域から除外し農地転用が可能とされています。

琴浦町の農業の振興に関する計画は、法万地内の第1種農地を農用地区域から除外し、ワイナリーを中心としたレストランや宿泊施設等の複合施設を建設することで、ブドウ栽培による耕作放棄地の発生防止、解消等、ワイン等の新たな加工品の推進、レストランへの地元農畜水産物の使用による生産者の所得向上、琴浦町の新たな魅力発信など、当該地域における農業の振興を図ることを目的として策定するものです。

2. 定期的な検証について

27号計画に位置付けられた施設については、当該施設が地域の農業の振興に寄与しているか否かについて、関係機関(琴浦町農業委員会)の意見を聴いたうえで定期的(毎年7月)に検証し、町ホームページで公表することとされています。

3. 対象施設及び検証内容等について

令和3年5月末時点

|   | 施設の種類  | 面積(m <sup>2</sup> )          | 農業振興の方策・効用等  | 検証結果   | 目標達成の状況     |
|---|--|------------------------------|--|--|-------------|
| ア | 町内における加工用ぶどうの作付面積  | 現状 262a<br>目標 700a<br>(R4年度) | 琴浦町の新たな産物として、ぶどう栽培を推進することで耕作放棄地の発生防止と解消を図るとともに、畑かん施設の有効利用を促進する。また、生産されたブドウを加工へ用いることで、出荷時におけるロスを減少させ、農業者の所得向上を図る。 | 目標面積に向けて、計画的に加工用ぶどうの作付を行っている。                      | 一部達成<br>37% |
| イ | 施設の整備状況<br>・ワイン醸造所<br>・レストラン等<br>・宿泊施設<br>・駐車場等<br>・ぶどう園 | 現状 0%<br>目標 100%<br>(R4年度)   | 琴浦町産ぶどうを用いたワインを生産することで、町の特産品としてブランド化を図るとともに、都市交流等をおし、梨などの他の特産品をPRし、消費拡大を図る。                                      | 施設建設の開始予定時期を令和3年1月としていたが、コロナ禍の影響によりスケジュールがずれこんでいる。 | 整備状況<br>0%  |

4. 琴浦町農業委員会の意見について

ア: 琴浦町の検証結果について異議はなく、計画どおり進められている。

イ: 施設建設が行われていないため、該当なし。